

2022年6月24日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード：9318 東証スタンダード)
問合せ先 IR・総務チーム 村井 良多
(TEL. 03-5534-9614)

(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

2022年6月6日付け適時開示「当社子会社に対する訴訟の提起について」でお知らせしましたとおり、株式会社東京機械製作所（証券コード：6335。以下「東京機械製作所」といいます。）は、2022年6月6日、当社子会社であるアジアインベストメントファンド株式会社（以下、「AIF」といいます。）を被告として、東京地方裁判所に訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起した旨を公表していましたが、本日、AIFは訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

東京機械製作所は、AIFに対し、2022年5月16日付け「短期売買に係る利益提供のご請求」と題する書簡を送付しました。この書簡は、東京機械製作所が関東財務局から金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）163条の規定により受領した利益関係書類（以下「本件利益関係書類」といいます。）によれば、AIFが東京機械製作所の主要株主であった際に、東京機械製作所の株式の短期売買取引により利益を得たものとされていたことから、東京機械製作所が、AIFに対し、金商法164条1項に基づき、当該利益19億4,342万3,161円（以下「本件利益」といいます。）を東京機械製作所に提供するよう求めるものでした。

しかしながら、AIFは、本件利益を得ておらず、東京機械製作所に対して提供すべき利益はないと判断しております。そこで、AIFは、東京機械製作所に対し、詳細な事実関係をもって東京機械製作所の書簡に対して回答する準備を進めておりましたが、その矢先、AIFは東京機械製作所から、2022年6月6日、本件訴訟を提起され、本日、訴状の送達を受けました。

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称：株式会社東京機械製作所
- (2) 所 在 地：東京都港区三田三丁目11番36号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 都並 清史

3. 訴訟の内容及び請求金額

(1) 訴えの内容

東京機械製作所が、AIFに対し、金商法164条1項に基づき、本件利益の提供を求めるものです。

(2) 訴訟の目的の価額

19億4,342万3,161円及びこれに対する2022年5月25日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金

4. 今後の見通し

当社及び AIF は、複数の金融商品取引法の研究者である大学教授から法律意見書を取得しており、それらを踏まえても、本件訴訟における原告の主張には理由がないと考えておりますが、今後の対応につきましては、顧問弁護士とも十分協議を行い、訴状の内容を精査したうえで、適切に対処していく所存です。

なお、本件訴訟が当社グループの当期以降の業績に与える影響は、現時点では未確定であり、今後裁判の進捗に伴って、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上